

資料4

桑原委員提出資料

第5回建築基準法の見直しに関する検討会
(平成22年5月26日)

2010年5月26日

構造計算適合性判定制度についての追加意見

建築基準法再改正を実現する会代表

桑原耕司

岐阜県内建築業従事者へアンケートを実施

【アンケート実施状況】

調査対象： 岐阜県内ゼネコン 建築一式工事の総合評定値の上位 200
岐阜県内設計事務所 岐阜県建築士事務所協会加盟社 181
（例希望社が指名願いを提出している地方自治体の建築指導課等） 55
計 436

実施期間： 2010年4月15日～5月8日

実施方法： 調査対象会社・団体へ、「第3回建築基準法の見直しに関する検討会」で委員桑原が発表した「建築基準法再改正を実現する会（以下、実現する会）」の提案書とアンケートを送付し、提案内容に対して賛否等を回答してもらった

回答者数： 13 （内訳：ゼネコン6、設計事務所5、地方自治体1、匿名1）

回答率： 約3%

【アンケート集計】

※参考※

「実現する会」の提案内容（第3回検討会の発表資料より）

適判の対象範囲を、下記条件のものに縮小限定する。

- ①11階以上または31m以上の建築物 かつ
- ②高度で専門的な構造計算（応答解析などに限定）を必要とするもの

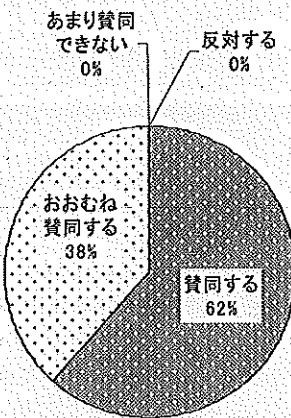
（理由）

- 1) 現在適判機関が実施している審査のほとんどは、特定行政庁・民間確認検査機関（以下あわせて確認機関という）の技術レベルで実施できる。
- 2) 一方、上記提案の条件に該当する建築物については、現在の確認機関では一般的にその法適合性の判断が困難であるため、「より高度で専門的な機関」による別の審査を行う必要性がある。
- 3) 現在の適判機関は、高度で専門的な判断能力のある技術者のみをもって構成する機関に縮小改変したうえで、この「より高度で専門的な機関」として位置づける。

<「実現する会」の提案内容に対する賛否>

単位：社・団体

	賛同する	おおむね 賛同する	あまり賛同 できない	反対する
ゼネコン	3	3	0	0
設計事務所	4	1	0	0
地方自治体	1	0	0	0
匿名	0	1	0	0
計	8	5	0	0
(%)	(62%)	(38%)	(0%)	(0%)



<具体的な意見・要望>

- 現在の適判対象範囲に応じて、小さい建物であっても極力適判対象外になるような設計を進めているのが現状。というのも、この適判対象になると、審査期間が増えるだけでなく、申請料金の負担もえてくる事等に起因する。対象範囲が軽減されれば、設計の自由度、費用負担が軽くなり、内需拡大につながると思う。【ゼネコン】
- 規定・対象範囲が厳しすぎるため、適判対象を回避するためにルート1で構造計算・構造設計を行っているケースが数多くある。しかし、この手法では部材断面が増大し建築費のUPに繋がり、不経済な建物が出来上がって、結局、顧客に負担をかける事になってしまう。適判対象範囲外を拡大してもらいたい。【ゼネコン】
- 現行法では構造設計一級建築士、確認機関、適判機関とトリプルチェックを必要とするが、三者での確認を行った場合、見解の相違が発生し、調整が煩雑になる。【ゼネコン】
- 適判対象範囲は（「実現する会」の）提案通りで十分。【設計事務所】
- 審査が厳しすぎる。【ゼネコン】

【アンケートの総括】

アンケート回答者の全てが「実現する会」の提案内容に対して賛同している。特に、1団体ではあるが、行政サイドにも賛同者がいたことは興味深い。

【「実現する会」の意見】

- 例えば、鉄骨造を例にとれば、平屋の倉庫であっても柱スパンが12.0mを超えるれば適判対象となる。また、3階建ての住宅程度のものであっても、柱スパンが6.0mを超えるれば適判対象となる。そのため、柱のスパンを小さくしたり、不必要的部材断面で設計するなど、不経済な設計をして適判対象となるのを回避する事例が多くあり、改める必要がある。
- 適判機関で行われている審査のほとんどは、確認機関でもチェック可能なものである。適判対象範囲を狭めることで、適判機関は、確認機関ではチェック不可能な難易度の高いものだけをチェックし、実質的に質の高い機関にすべきである。
- 難易度の低いものでも確認機関と適判機関で並存してチェックすべきだという意見は、行政に無駄を生じさせるものであり、改めるべきである。